第7回大阪府森林環境整備事業評価審議会

平成30年11月19日

【司会(辻森づくり総括主査)】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回大阪府森林環境整備事業評価審議会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室の辻でございます。どうぞよろしくお願いします。

初めに、本日の会議でございますが、武田委員につきましては所用によりご欠席ではありますが、大阪府森林環境整備事業評価審議会規則第4条の規定によりまして、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、公開としております ので、あらかじめご了承願います。

会議に先立ちまして、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席者について紹介させていただきます。

まず、環境農林水産部環境政策監の中村でございます。

【中村環境政策監】 よろしくお願い申し上げます。

【司会(辻森づくり総括主査)】 みどり推進室長の原です。

【原みどり推進室長】 原です。よろしくお願いします。

【司会 (辻森づくり総括主査)】 みどり推進室森づくり課長の池口です。

【池口森づくり課長】 池口です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会(辻森づくり総括主査)】 各農と緑の総合事務所から、北部農と緑の総合事務 所長の山本です。

【山本北部農緑所長】 よろしくお願いいたします。

【司会(辻森づくり総括主査)】 中部農と緑の総合事務所、地域政策室長の栗栖です。

【栗栖中部農緑地域政策室長】 栗栖です。よろしくお願いします。

【司会(辻森づくり総括主査)】 南河内農と緑の総合事務所長の森井です。

【森井南河内農緑所長】 森井です。よろしくお願いいたします。

【司会(辻森づくり総括主査)】 泉州農と緑の総合事務所長の原田です。

【原田泉州農緑所長】 原田でございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会(辻森づくり総括主査)】 そのほかの紹介は省略させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、事務局を代表いたしまして環境農林水産部環境政策監 の中村より一言ご挨拶を申し上げます。

【中村環境政策監】 大阪府の環境政策監の中村でございます。開会に当たり、一言ご 挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本評価審議会にご出席をいただきまして、 まことにありがとうございます。

さて、今年は全国的にも自然災害が多発いたしました。大阪府におきましては、6月の大阪北部地震に始まり、7月豪雨、8月の台風20号と続き、9月には台風21号による暴風等で甚大な被害が発生いたしました。後ほど事務局より被害の報告をいたしますが、府内では728~クタール、特に高槻市域では613~クタールの風倒木が発生しておりまして、平成10年の台風7号以来の大きな被害となりました。

この台風等による被害は、現在進めております森林環境税を財源といたします森林環境 整備事業の遂行にも大きな影響を及ぼしておりまして、一方、この森林環境税の徴収につ きましては来年度が最終年度でもあり、事業の完了時期が近づいている状況となってござ います。

このような点も踏まえまして、この後、次第にもございますが、平成30年度実施及び 31年度実施予定の森林環境整備事業につきましてご説明をさせていただき、今後の事業 の進め方についてご意見を賜りたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、活発なご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【司会(辻森づくり総括主査)】 次に、本日配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、第7回大阪府森林環境整備事業評価審議会次第と書かれたもの、ホチキス どめ2枚物です。その次に、資料1と右の上に書かれました資料、ホチキスどめ3枚物の A4のものです。その後に、横書きの資料2と書かれたもので10ページまである資料で す。台風21号による風倒木被害発生地の状況についてと書かれたもの。続きまして、資 料の3、横書きのA4のもので6ページまであるものです。台風等による影響と対策案と 書かれたものです。続きまして、資料4で、こちらもA4の横書きの分で15ページまで になるものでございます。平成30年度実施及び31年度実施予定の森林環境整備事業についてと書かれたものです。最後に、参考資料1と書かれた1枚物のA4の資料がございますけども、こちらも審議の中でご説明はいたしますが、会議の終了後に回収させていただく扱いとさせていただきます。ご了承ください。

資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと存じます。

会議規則第4条の規定によりまして、増田会長が議長を務めることになっておりますので、増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】 皆さん、こんにちは。3時を目途に議論を進めてまいりたいと思います。 最初ですけれども、議事録の署名委員ですが、梶原委員と藤田委員にお願いしたいと思 います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議事は平成30年度実施及び31年度実施予定の森林環境整備事業についてという議題になっておりますけれども、その前に、先ほど政策監からもご説明がございましたように、台風21号による風倒木被害発生地の状況、これは非常に甚大な被害が出ておりますので、まず、共通認識をしたいということでございます。説明のほど、よろしくお願いしたいと思います。

【司会(辻森づくり総括主査)】 まず、済みません、前回の振り返りだけ……。

【増田会長】 前回の振り返りが必要なんですかね。わかりました。

そしたら、前回の振り返り、資料1で、若干思い出す意味も兼ねて、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【赤井森づくり参事】 森づくり課の赤井でございます。着席いたします。

それでは、お手元の資料1、第6回の審議会の議事要旨をごらんください。

第6回につきましては平成30年8月9日に開催をしております。5名の委員の方にご 出席いただいております。

議事につきましては、まず、1ページは平成29年度の森林環境整備事業実績に係る評価と30年度の事業計画について報告、ご審議いただきました。1ページの危険渓流の流木対策事業、それと倒木対策、それから持続的森づくりの基盤づくり、これらにつきましては妥当もしくはおおむね妥当の評価をいただいております。おおむね妥当の評価をいただきましたのは流木対策と基盤づくりでございますけども、一般競争入札におけます入札不調、それから、台風による災害の影響などでやむを得ない事情により実施できなかった

ものにつきましてはおおむね妥当という評価をいただいております。

続きまして、2ページでございます。人材育成、未利用木質資源の活用、それから子育 て施設木のぬくもり推進事業でございますけども、人材育成と木のぬくもりにつきまして は妥当、おおむね妥当の評価をいただきました。真ん中の未利用木質資源の活用につきま しては、資料の中身がちょっとわかりにくいというのもございまして、一旦、再整理の上、 持ち回り審議ということで終わってございます。

続きまして、3ページでございます。事業開始から2年が経過いたしまして、各事業の2カ年の事業実績と事業効果について中間評価をご審議いただきました。事業実績、効果ともに各事業、妥当、おおむね妥当との評価をいただいてございます。ただ、今ほど申し上げた未利用木質資源につきましては、事業実績と同様に持ち回り審議ということで終わってございます。未利用木質資源の活用につきましては、事務局で事業スキームとか事業費といった金額の関係などを整理させていただきまして、委員の皆様と協議させていただきました。

5ページ、6ページに最終の評価シートを添付しております。これをもって各委員のご 了解をいただいたということですので、あわせてご報告いたします。

以上でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

昨年度の状況と、少し持ち回り審議になりました未利用木質の件に関しましても、後日、 ご了解をいただいたというご報告です。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、少し先走りましたけれども、資料2に基づいて、台風21号による風倒木被 害発生地の状況についてということでご報告をお願いしますけれども、これはパワポを使 われますか。

【池口森づくり課長】 はい。

【司会(辻森づくり総括主査)】 増田先生、資料2だけお持ちして……。

【増田会長】 はい。

【浦久保森づくり主査】 大阪府森づくり課の浦久保と申します。私から、台風21号による風倒木被害発生地(高槻市等)の状況についてご説明をさせていただきます。お手元の資料2と同じものが前のパワーポイントで映ります。本日はこのパワーポイントの後にビデオも少し用意させていただいておりますので、そちらのほうは画面をごらんください。

平成30年の台風21号でございますが、9月4日の午後1時から2時に大阪府に最接近いたしました。ルートがちょうど紀伊水道から淡路島の東側を通り抜けるルートとなっておりまして、ちょうど台風の東側に当たる大阪府がかなり風の影響を受けたコース取りとなってしまいました。最大の風速ですけれども、関西国際空港で最大瞬間風速58.1メートルや、大阪市内でも47.4メートルという猛烈な風が吹きまして、ごらんの数字の下線を引いてあるのが観測史上1位を更新したということで、軒並み大阪府内でも観測史上最大の風速になったわけでございます。

一方、24時間雨量につきましては府内の最大地点でも河内長野市の関谷橋の131ミリということで、これでも雨としては非常に激しい雨なんですけれども、7月豪雨のときと比べますと、やはり今回の台風21号は風の影響がかなり大きかったと言えます。

風倒木の被害面積としましては府内全体で約728ヘクタール、そのうち高槻市で61 3ヘクタール、次いで茨木市の41ヘクタール、和泉市の27ヘクタールとなってござい ますが、高槻市が飛び抜けて被害が大きかったということです。

1カ所1カ所の面積を見ましても、高槻市の場合は1カ所1カ所の面積がかなり大きくなっておりまして、足し合わせていくとこれだけの被害になっております。高槻市の人工林面積の約4分の1を上回る数となっておりまして、先日も激甚災の指定を受ける見込みということで内閣府からも発表されております。

特に被害の大きかった高槻市について、写真を交えてご報告させていただきたいと思うんですけれども、高槻市はこのような形になっておりますが、赤で囲ってあるところが台風の影響の被害を受けたところでございます。最初は、ここに府道 6 号線という幹線道路が通っておりますが、この道が風倒木の影響で不通になっておりまして、全容の解明までにかなり時間を要しました。ここが開通した後も、林道等も入り口の時点でかなり木が倒れて閉塞をしておりましたもので、なかなか尾根のところまで調査に行くのが難しい状態でした。やっと全容というか、わかってきたのが、10月3日にヘリコプターが飛びまして、ヘリコプターで上空から撮影をしまして、ようやくこういった被害箇所の図が描けるようになったところでございます。特にひどかったのが、先ほど申しました府道 6 号、これは実は府県境の幹線道路、今回の倒木対策の指定道路にもなっておりますが、府道 6 号線、それから、こちらに府道 7 9 号線というのも通っておりますが、くしくもその幹線道路沿いがかなり影響を受けております。

この辺が出灰地区や樫田地区といったところ、こちらが川久保地区といったところ、こ

の辺が被害が大きかったところです。

こちらの写真が増田会長からご提供いただいた写真でもあるんですけれども、今回の被害のひどいところなんですけれども、尾根のほうまで一定方向に木が倒れてしまっていると。ほぼ全滅状態ということになっております。

ここは川が流れていたりするんですけども、川も閉塞しているところもございまして、 河川管理者であるとか道路管理者がそういった川にかかっている木については撤去してい るんですけれども、なかなか山のほうまではまだ手がつけられていない状況です。

こちらが被災前と被災後を比べた写真でございますが、同じ場所です。見ていただくと わかりますように、地肌が見えているところにつきましてはほとんど木が倒れている状況 です。こちらが川久保地区です。

それから、こちらが出灰・田能地区でございます。こちらも同じ箇所を比べた写真ですが、かなり広域な面積で被害を受けていることがわかります。

こちらが道路沿いの倒木状況ということで、こちらは府道 6 号沿いですが、被災直後に つきましてはこういった形でかなり木が道路にかかりまして、通行どめの状態でした。電 信柱もぽきっと折れてしまうようなかなり強い風でございました。

こちらが出灰地区の写真でございますが、こちらもかなり一定方向に木が倒れてしまって、一部では土砂崩壊も見られるところです。

こちらが樫田地区といいまして、ちょうど森林組合の観光センターがございますところですが、その裏山につきましても大面積で倒れてしまいました。

こちらが府道79号沿いの川久保地区ですが、こちらも同じように木が倒れて、これは切った後ですけれども、かなり木が飛び出してしまっていた状態で、通行がしばらくできなかったところです。

このような形で被害を受けておりましたが、写真だけではわかりにくいところもございますので、映像を見ていただこうと思うんですけれども、2つご用意していまして、ヘリコプターからの空撮の映像、それから、道路を走りました、道路からの車窓の映像ということで2つ用意しています。

ヘリコプターにつきましては、お見せするところは、ちょうど府道6号沿いのこのあたりを南から北に飛んでいる映像です。最初に一番広く見えるのがこの辺でして、ずっと北上しています。それから、車窓の映像につきましては、こちらの両国橋というところから南下をしておりますので、ちょうどこの辺がごらんいただけるようになっております。

(ビデオ上映)

【浦久保森づくり主査】 ここに新名神高速道路が通っておりまして、この辺に採石場がありますが、ちょうどここが先ほど申しました被害の最初のところです。かなり中腹のほうまで倒れているのがわかります。ここに府道 6 号が通っておりまして、ここが出灰の集落になっておりますが、この道沿いに、わりと被害が大きいということがわかります。こちらの谷沿いにもかなり被害がありますが、府道 6 号が通っておりますこちらのほうも被害が大きくて、この谷も出灰の流谷という谷ですが、被害を受けております。かなり谷筋に風が通ったような形跡がございます。

ちょうどこちらのあたりに森林組合の観光センターがございますが、その裏山、裏手、 樫田地区につきましても被害を受けております。

それからもう1つ、車窓の映像ということで、北部の農と緑の総合事務所で撮影した映像ですが、ごらんのように、地上から見ますとやはり迫力があるといいますか、木がほとんど倒れている状況がわかります。

以上で被害地の報告とさせていただきますが、今後、復旧につきましては、大阪府で、 現在、治山事業ですとか補助事業を使いまして復旧していくという計画を検討中のところ でございまして、委員の皆様にもまたいろいろとご意見やアドバイスをいただくことにな るかと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございました。

後ほど、この対策並びに今年度、次年度の議論はするとして、今、現況、状況の報告をいただきましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。いかがでしょう。よろしいでしょうか、資料2に関してですけれども。

風の力による被害というのは雨と様相が大分違いますよね。こういうふうな被害というのは結構、起こっているんですか、日本全国的には。

【蔵治委員】 大変痛ましいことが起きてしまいまして、関係者の方は非常に、調査するだけでも大変だったかと思います。

私の経験で申しますと、平成16年という年がありまして、2004年なんですけど、 平成16年は日本に台風が10個上陸したというかなりまれな年がございました。最後の 23号のときに福知山でバスの上に人がしがみついてということがあったんですけど、あ の平成16年に甚大な風倒木災害というのが兵庫・岡山県境のエリアで発生していまして、 そのときの被災面積は数千ヘクタールに及んでいたと思います。

私はその災害が起きた直後に、やはり現場にちょっと行ったんですけれども、そのときに見た光景と、今、ビデオで見せていただいたものと全く同じです。まさにそのときの映像を見ているんじゃないかと思うぐらい全く同じで、最近の日本の間伐おくれの非常に形状比の悪い、高さだけやたら高くて太さが細い樹木で構成されている人工林で起きる風倒木災害の典型的なパターンが非常に運悪くここでも起きてしまったということだと思います。そういう意味では、特殊なことが起きたわけではなくて、日本中どこでも、あのクラスの台風が来るとああいうことが必ず起きるんだろうという印象です。

それで、兵庫・岡山県境の災害の後、岡山県さんはその災害を受けて森林環境税を導入 されたと記憶していまして、災害対策にその環境税を使うということで進められてきたと 思います。ですので、こういう災害が起きたときに、実は非常に頼りになるのが森林環境 税ということが過去にも起きていたということでございました。

【増田会長】 わかりました。貴重なご報告をいただきまして、ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そしたら、資料2に基づく質疑はこの程度にして、いよいよ、どう対応していくかという話で、資料3を用いました台風等による影響と対策案、それと、資料4に基づきます議論ですね。資料4は平成30年度実施及び31年度実施予定の森林環境整備事業について。これはいずれも関連しておりますので、一括にご報告いただいた後、議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

これもこれを使われますか。

【司会(辻森づくり総括主査)】 いや、もう使わないです。

【村上森づくり補佐】 森林整備グループの村上です。それでは、説明させていただきます。

参考資料という1枚物をつけさせていただいていますけれども、これと資料3と資料4 を使いまして説明させていただきます。

まず、参考資料1ですけれども、台風等による影響と対策案ということで、私からは自 然災害から暮らしを守る取り組みということで、危険渓流の流木対策事業と主要道路沿い における倒木対策事業について説明させていただきます。

危険渓流の流木対策事業についてですが、平成30年7月豪雨により対象区域内の渓流

において崩壊が発生するなど荒廃が進行したということと、台風21号で風倒木被害を受けて対象渓流沿いに倒木が発生したということから、事業の対象箇所であります30カ所について再点検をいたしまして、その結果に基づいて、下の表の10カ所において土石流と流木対策を、抑制する対策を考えております。

この10地区で、合わせますと治山ダムが13基、危険渓流沿いの風倒木除去が1,2 00メーター、それと、風倒被害森林の整備ということで2.5~クタール、あと、森林 整備11~クタールと流木対策を実施することにしております。

代表的なものを説明させていただきますと、この表にある交野市私市と和泉市仏並町の 分について、資料3を使って説明させていただきます。

資料3の1ページをごらんください。

交野市私市地区ですけれども、豪雨による影響とその対策ということで、平成30年7 月豪雨により事業内の隣接する渓流において崩壊が発生し、<u>国道168号</u>に土砂が流出したということで、平成30年度に治山ダムや危険木除去等を実施する計画としております。

平面図を下につけさせていただいておりますけれども、まず、赤の点線で囲っておりますけれども、これが事業区域内になっておりまして、その次に、緑で、治山ダムでありますとか流木対策、森林整備を平成28年、29年に実施していますけども、その分について表示させていただいています。その横の黄色い部分、これが今回新たに対策が必要となった箇所を示しております。隣接する渓流から土砂が出たということで、治山ダム2基と森林整備2へクタール、流木対策100メーターを計画しております。

右のほうに写真をつけさせていただいておりますけれども、一番上の写真が国道 1 6 8 号線に土砂が出たところの写真でございます。一番上の写真の中央あたりにガードレールが見えると思うんですけども、ここが平成 2 8 年、 2 9 年で実施した渓流の本流に当たるところです。

写真2枚目ですけれども、これは同じ7月<u>7</u>日に撮影しているんですけども、本流で治山ダムを整備したエリアの写真ですけれども、実際に整備した渓流からは土砂とかの流出が出ていないということの写真をつけさせてもらっています。一番上の写真の土砂が流出したところの上流が写真の3番になっております。水がかなり多く流れたということで、かなり渓流が荒廃して、渓岸がやや侵食されているというような状況から土砂が流出したのかなと思っております。

それから、2ページ、和泉市の仏並町なんですけれども、ここにつきましては台風によ

る影響ということで、9月の21号台風により対象箇所内において風倒被害が発生して、 渓流へ立木が倒伏するという現象が起こっておりますので、流木となって流出を防ぐため に、平成31年度に倒木処理等を実施する計画にしております。

下の図面ですけれども、これも同じく事業エリア内は赤い点線で囲っておりますけれども、緑の部分、森林整備と流木対策と治山ダムを平成28年、29年に実施して整備しているエリアですけれども、整備したエリアの下流域で特に風倒木被害が発生いたしまして、写真、右になりますけれども、渓流内に倒木が散乱しているというような状況です。平成29年に治山ダムを設置した横でも、若干、倒木が発生しているというような状況から、平成31年度に倒木処理を行っていきたいと考えております。

次に、資料4でございますけども、資料4の1ページ、2ページにつきましては、以前からずっと資料を示させていただいていますとおりでありまして、全体の箇所数としては30カ所の事業実施を予定しております。

3ページ目をお願いいたします。平成30年度の予定と31年度の計画を載せさせていただいております。平成30年度は新規箇所が8カ所、平成31年度は新規箇所6カ所ということで事業を予定しております。

平成30年度につきましては治山ダムが24基、森林整備が48.5~クタール、流木対策が2,710メーターということと、あと、減災対策としまして、危険情報マップの作成と、防災教室を16カ所で実施する計画にしております。

それから、平成31年度の計画ですけれども、左側に当初計画を記入させていただいていまして、右側に変更計画ということで記載させていただいていますけれども、冒頭、参考資料1で説明させていただきました7カ所、豪雨と台風による被害の追加的対策を行う箇所を黄色で示させていただいております。この対策につきまして追加となった箇所の予算については過年度の落札差金と平成32年度の予算の一部前倒しにより事業を実施する計画にしております。

右側に位置図をつけさせていただいていまして、中が白で赤で丸をしていますのが平成28年度、29年度に新規に着手した箇所でして、中も赤色の赤丸ですけれども、これが平成30年度に新規着手する8カ所の位置です。それから、黒い丸で示させていただいていますのが平成31年度の新規の予定箇所となっております。

危険渓流は以上でして、もう一度、申しわけございませんが、参考資料1に戻っていた だきまして、主要道路沿いにおける倒木対策事業の影響ということで、台風21号の影響 で主要道路沿いで倒木被害を受け、特に高槻市を通る2路線沿いで大量に倒木が発生した ということがありまして、府道6号線と府道79号線において倒木伐採と搬出、あと、植 栽を、6号線については12ヘクタール、府道79号線については13ヘクタールに対策 を実施する計画としております。

次に、資料3の3ページをお願いいたします。

今申しました倒木対策事業の実際のエリアと写真ですけれども、主要道路沿いにおいて著しい倒木が発生したことによって、放置すると2次災害等により通行に支障があるということで倒木対策を実施することにしておりますが、平面図の真ん中にオレンジ色で線を引いていますのが府道6号線の通っている位置です。その周りに緑の点線で囲って緑の中塗りをしているところが風倒被害跡地でして、今回、計画していますのは、赤い点線の楕円形の丸で囲ったエリアを倒木対策事業で実施することを考えております。

右のほうにその被災状況の写真をつけさせていただいております。先ほど出た写真と同じような写真があるんですけども、下の写真を見ていただきますと、かなり府道に覆いかぶさっていますけれども、道路の通行に支障があるものについては、道路管理者である土木事務所で通行に支障のない程度まで伐採・除去は既に行われていまして、府道は通行できるようになっております。

次に、4ページをお願いします。同じく府道79号線の倒木対策です。これも同じように、放置すると2次災害が起こる可能性がありますので、その危険を除去するということで倒木対策事業で実施することを考えております。

平面図にオレンジ色で示していますのが 7 9 号線ということで、赤色の点線区域で事業 を計画しております。

これも同じように、下の写真ですけれども、通行に支障がある木については既に道路管理者のほうで伐採を完了して、現在では通行できるようになっているということです。

続きまして、主要道路沿いにおける倒木対策事業の事業計画ですけれども、資料4の4 ページからです。

4ページ、5ページにつきましては、例年、ご説明させていただいています当初の事業 計画と事業概要でして、これも当初の事業内容とは変更なしに、国道・府道合わせまして 全20路線で倒木対策事業を実施することにしております。

6ページをごらんください。

平成30年度は新規は3路線、平成31年度は新規は4路線で、全部で20路線を計画

しております。

平成30年度は、ナラ枯れ等による対策47へクタール、放置竹林等の対策2.3へクタールを全部で13路線で計画しております。平成31年度につきましても同じ13路線ですけれども、ナラ枯れ対策29.8ヘクタール、あと、風倒被害、先ほど参考資料1で説明させていただきましたとおり、12ヘクタールを計画しております。それと、放置竹林としまして2.6ヘクタールの計画にしております。

危険渓流と主要道路沿いの対策については以上です。

【内本森づくり補佐】 それでは、引き続きまして、持続的な森づくり推進事業でご説明させていただきます。森づくり課の内本でございます。座って説明させていただきます。 資料4の7ページからの説明になります。

7ページ、8ページは事業概要ということでつけさせていただいておりまして、9ページをごらんになっていただければと思います。

森林経営と森林管理を長期的に実施するために、基幹となる作業道を舗装する、土場を整備する本事業でございますけども、事業計画としまして、34地区の集約化した地区でこの事業に取り組むということで当初計画を立てておりましたが、先ほど映像でもございましたけども、被害の特に大きかった高槻市内の2地区におきまして、この事業予定地のところで甚大な被害がございました。そういった意味で、全体の計画が一部見直しになっております。

本年度、平成30年度なんですけども、当初、28地区を予定しておりましたけども、 高槻にございます、色をつけております出灰地区につきましては事業を廃止、それから、 川久保地区につきましては本年度の事業実施を見送りまして、31年度に実施するという 計画になっております。

この資料を見ながら、資料3の5ページ、6ページをごらんになっていただければと思います。

5ページが、今、事業を廃止すると申し上げました出灰地区の状況でございます。状況を写真で添付させていただいておりますけども、見ていただければと思うんですが、そもそも森林経営・管理していくために必要な間伐の対象木自身が今回の台風により消失してしまったということで、対象木がないということになりましたので、本事業の実施については廃止ということで考えております。

なお、この部分がこういう状態にございますから、本事業の実施については見送ります

けども、今後どうしていくのかということにつきましては、そこに対策と書かせていただいておりますけども、森林所有者さんと協議しながら、国の補助事業などを導入して風倒木を処理し、植栽を実施していくということで対策は考えております。

6ページは川久保地区の状況の写真でございます。こちらのほう、当然、事業地内も若干被害は出ているんですけども、特に被害が大きかったのが、この事業地に至るまでの林道部分での被害が非常に大きくございました。そういった意味で、現場に入れないということがございますので、今年度につきましては事業の実施を見送りまして、31年度に今年度の事業を実施するということにさせていただいております。こちらは対象木があるということでございますので、事業については実施を1年間見送るということで、廃止という状況ではございません。

資料4の9ページに赤字で書かせていただいておりますけども、出灰地区は間伐対象木が消失したということで事業地が1カ所減ることになります。減るということになりますと、当然、事業費が出てくるわけなんですけども、事業廃止になった予算につきましては、川久保地区もそうなんですけども、ほかの地区、南河内管内、泉州管内でも事業予定をしている、作業道を舗装する場所や土場設置を予定している箇所に、一部、倒木が発生しておりますので、その倒木の処理費用として、出灰地区の事業費については充てさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料4、10ページをごらんいただければと思いますけども、持続的な森づくり推進事業(人材育成)でございます。

10ページは従来と資料は変えておりません。事業概要は説明させていただいておりますので、1枚めくっていただきまして11ページをごらんになっていただけますでしょうか。

今年度の実施状況でございますけども、川上のリーダーとなる森林経営リーダーを昨年度から3カ年かけて育成の取り組みをさせていただいております。今年度の実施の取り組み状況でございますけども、30年10月11日と12日にかけまして岐阜県の各務原市に参りまして、皆さんと広葉樹の専門市場に現地視察に行き、2日目は、同じく現場視察ということで長野県上松町の赤沢自然休養林に、こちらは森林の管理の状況について現場視察を実施いたしました。そして、先日、11月14日、昨年度も実施しておりますけども、林業架線作業主任者免許準備講習ということで、間もなくこの試験が始まりますので、試験前の最後の講習ということで実施させていただいておりました。予定としましては2

月ごろに、昨年から引き続き実施しております意見交換会の継続的な実施ということについて、それから、川下からの視点ということで、今現在、講演を調整しているような状況でございます。

31年度でございますけども、これも中身を調整中ということでございますけども、予定としましては約4回、6月から2月に講座を実施しようかなと考えております。

それから、今年度、林業架線の主任者免許試験を皆さんに受験していただきますので、 そちらに合格していただければ、追加講習ということで主任者免許を生かした現場実習と いうのを特別に実施しようかなと考えております。人材育成は毎年の執行残額が出ており ますけども、追加講習を実施することにより、この執行残額については31年度で執行し ようと考えておりまして、人材育成については事業費の増減はないと考えております。

続きまして、資料4の12ページでございます。持続的な森づくり推進事業、未利用木 質資源(林地残材等)活用についてご説明させていただきます。

12ページは事業の概要ということで、未利用の取り組み状況についてまとめさせていただいたペーパーで、これは前回の審議会で出させていただいたものから変更はしておりません。

1枚めくっていただきまして、13ページをごらんになっていただけますでしょうか。 今年度の実施状況、取り組み内容についてご説明させていただきます。

まず、30年5月なんですけども、茨木市でロープウインチの研修会ということで、昨年度、5団体が中核団体ということで参画いただきましたので、その方々を対象にロープウインチの研修会を実施させていただきました。それから、6月4日、その5団体にあわせて1団体、今年から追加していただくということもありましたので、意見交換と室内研修ということで実施させていただいています。7月23日、今度は、写真の左の隅のほうに写っておりますけど、林内車というのがあるんですけども、林内車の運搬と操作研修会というのを島本町に集まっていただいて実施させていただきました。それから、8月27と29日に実地研修を兼ねた合同未利用材搬出活動ということで、全ての団体ではなかったんですけど、参加いただける団体の皆さんに寄っていただきまして、能勢町で搬出活動を合同で実施したと。これは主な取り組みとして挙げさせていただいております。当然、各団体さんそれぞれ、既に搬出活動に取り組んでいただいておりますので、そこに載り切れていないものについてはここでは省略させていただいております。

搬出活動の中核団体でございますけども、昨年の5団体にあわせまして、今現在、1団

体を追加いたしました。昨年まで、そこに書かせていただいておりますように、島本森の クラブ、茨木里山を守る会、茨木ふるさとの森林づくり隊、とどろみの森クラブ、里山倶 楽部という5団体だったんですけども、今年度から森林ボランティアトモロスさん、これ は河内長野市で主に活動されている団体さんですけども、そちらが新しく参画いただいて、 現在、6団体が中核団体としてご活動していただいているような状況でございます。

31年度の事業予定でございますけども、29年度から31年度までの3カ年間契約でございますので、引き続き、搬出活動団体、この6団体を中心に、安全講習を中心に、BPS大東さんが主なんですけども、木質バイオマス発電事業者とのマッチング調整なんかを引き続き実施していこうと考えております。あわせまして、活動地拡大のためということで森林組合さん、林業事業者さん、もしくは森林所有者さんと、直接、調整していって、未利用の活動ができるようなところについては積極的に開拓していくということで考えております。

赤字で書かせていただいておるんですけども、こちらは3カ年契約ということで、一部、執行残額が確定しているものがございます。その部分につきましては、先ほど説明がございました主要道路沿いの倒木対策事業で事業量がかなり増えますので、そちらに充当したいと考えております。

最後でございます。14ページをごらんいただけますでしょうか。子育て施設木のぬく もり推進事業についてご説明させていただきます。

14ページは以前から内容を変えておりません。事業概要について説明させていただいたペーパーをそのままつけさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、15ページでございます。30年度の事業状況、それから31年度の事業予定についてご説明させていただきます。

まず、30年度の事業状況でございますけども、1次募集を4月16日から7月31日まで実施させていただきました。そちらで認定させていただいた事業者数なんですけども、23施設を認定させていただきました。これを受けまして、施設が23ということもございましたので、2次募集を8月27日から開始しております。現在、認定させていただいた施設が3施設ということで、あと、現時点で幾つかご相談いただいていまして、相談も入れますと約30施設ぐらいですけども、認定の施設数としては、そこに書かせていただいておりますように26施設が実績でございます。

31年度の事業者募集予定でございますけども、31年の4月上旬から速やかに募集を

開始したいと考えております。

当初の計画、当初は40施設ということだったんですけど、65施設と書かせていただいておりますが、実は子育て施設、さきに申し上げましたけども、30年度の実績では目標40施設に対しまして、今現在、おおむね30ぐらいということだったんですけども、次年度についてどれぐらいの事業者数があるのかということで、それに先立ちまして、先日、大阪府下の幼稚園施設2,125あるんですけども、その全ての施設に対しまして郵便とメールで、意思確認ということで、この事業は来年で終了ですよということを含めまして、事業を実施されますかということでアンケート調査を実施させていただきました。それで、実際、何らかで事業を実施したいというご希望があった施設が65施設ございましたので、31年度の事業者数を65施設ということで上げさせていただいております。

この65施設をやることによって、当初計画で150施設を予定しておりましたけど、その分を上回るだけの実績数は見込めるのではないかということで考えておるんですけども、ただ、上限額250万ということで我々は事業設定をしておったんですけども、実際、応募いただいた事業者さんは皆さん、申請される事業費がこの250万まで行かれるケースがほとんどなくて、平均が28、29年度で170万程度の申請額になっております。そういったことで、施設数が行ったとしても、未執行額が発生することは間違いないことでございますので、そこに赤字で書かせていただいておりますように、執行残額については、先ほど説明がありました、事業量の増大する主要道路沿いにおける倒木対策事業に充当したいと考えております。

説明は以上でございます。

【増田会長】 ありがとうございました。

今回の風倒木被害への対策と最終年度に向けた過年度の落札差金、それと、事業の見直 し、これを一体的に展開して、31年度事業としてどんな変更があるかというのをご説明 いただいたところでございます。

ちょっと複雑ですけれども、ご理解いただいて、ご質問いただければと思いますけれど も、いかがでしょうか。

まず最初に、危険渓流の流木対策事業から、順次、進めてまいりたいと思いますけれど も、いかがでしょうか。

トータルとしては、資料4の3ページ目を見ていただきますと、こんな形で30年度が どう進み、31年度は変更をどうしていくのかというので、変更箇所については黄色で表 示いただいているといった状況です。いかがでしょうか。どうぞ。

【蔵治委員】 風倒被害森林の整備というのが今回新たに、平成31年度に入るという ことですね。その風倒被害森林の整備というのは、具体的にはどのようなところまでをや るという中身なのかということがわかれば少し教えてほしいんですけど。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【村上森づくり補佐】 基本的な考え方としましては、倒れている木を片づけ、搬出できる木については搬出した後、植栽をして森林に回復するというところまでを考えております。

【蔵治委員】 ありがとうございます。そこには所有者さんの、例えば負担みたいなのはなしで、100%公費で植栽までやるというイメージで、かつ、例えば植栽をする樹種は何なのかとか、植栽した後、そこに野生生物の被害とかも想定されないのかというあたりはいかがでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【村上森づくり補佐】 植栽樹種なんですけども、人工林で風倒被害に遭っていることから、基本的には広葉樹を植栽したいとは考えているんですけれども、ただ、所有者さんの意向とかも若干あったりもするのかなと思っているんですけど、府としては広葉樹で植栽していきたいと考えております。

あと、鹿害については、防鹿柵でありますとか、あと、ヘキサチューブというか、苗自 体を囲って保護するようなものを考えております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【蔵治委員】 ありがとうございます。

【池口森づくり課長】 資料3なんですけども、資料3の1ページ、流木被害で代表的なところ、1ページ目の右肩に交野市の私市と書いてございますけども、このペーパーの左中ほどに平面図がありまして、赤い点線が、当時、我々がこのエリアの中で流木発生の危険性が高いということで、この中の流木発生を抑制しましょうということで事業を開始しました。緑の色を塗っています、ここは本流なんですけども、ここを押さえておけば<u>校</u>企、この絵では黄色っぽい色が入っています、こちらのほうは特にさわらなくても大丈夫だろうと思っていたんです。緑のほうの本流については事業は終わっていました。その結果、今年の台風、豪雨等の影響でこちらからは土石、流木等は全然発生しませんでした。ただ、大丈夫だろうと思った緩やかなほうの枝谷の黄色のところに被害が出てきたという

ことで、その写真が、右側の3つある一番上を見ればよくわかるんですけども、左側のほう、ちょっと字が読みにくいですけども、整備済みの渓流、平面図で緑のところ、これについては28、29年度で工事していたんですけども、そこについては土石、土砂が全然出ていませんけども、右側にある黄色のところについては土砂がかなり出てきているということで、蔵治先生からご質問いただいたんですけども、そもそもこの平面図の赤い点線のエリアから外のところについては基本的にはさわらないです。あくまでも我々が流木対策としてやろうとした事業エリアの中で問題が起きたところについて対処しましょうということで考えておりますので、当初の見方が甘かったんですけども、枝谷のほうが今回やられましたので、そちらの流木対策を講じることによって、この赤い点線のエリアの中において当初目的をちゃんと発揮できるような整備をしましたということを言うために、今回、追加させていただくということで、流木対策につきましては、参考資料の1に10カ所を書いていますけども、このようなところに出てきたというのが今回のご報告ということになります。

参考資料1ですけども、先ほど、会議が終わったら回収と言わせてもらいましたけども、 その理由は、表の右から2番目に追加予定金額というのがありまして、これはあくまで入 札残というのを仮定して進めていますので、この辺の金額が、あくまでも実際に出てくる かまだわからんという額が入っていますので、これは、申しわけないですけど、会議が終 わりましたら回収させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【蔵治委員】 じゃ、もうちょっと、済みません。しつこいようで申しわけないんですけど。

今の説明はよくわかりました。それで、参考資料1の高槻市とかのケースの中で、渓流沿いの風倒木除去という項目があって、それから、和泉とか岸和田では風倒被害森林の整備と、ちょっと分けてあるように見えますけども、甚大な被害があった高槻市は、激特指定とかもあるようなので、基本的にはほぼ全域を、国の直轄だか何だかわかりませんけど、国からの何らかの支援があって、この赤い点線で囲われているところであるかないかにかかわらず何らかの手当てがされるという方向性なのかなと思ったんですけれど、そうだとすると、赤い点線の中については国の事業みたいなものをまず第一優先順位として考えて、それに対して補完的に環境税でやるというイメージなんでしょうか。その辺をちょっと。

【増田会長】 これは多分、一番最初に資料2でご紹介いただいた、今回の風倒木被害

がトータルとして728ヘクタールありますよね。これに対しての抜本的対策については、きっと別途の議論ですよね。そのあたりが、先ほど風倒木の被害森林も整備しますよと言ったのでちょっと誤解があるんですけど、この728については、激特事業等を受けて、別途、抜本的なことを今後どう考えていくのかと。これは、直接、きょうの議題ではないと思うんですけど、非常に大きな話で、そのあたりをどう考えていくのかというのは、今、お考えがあれば少しご報告いただければと思うんですけど。

【池口森づくり課長】 まず、局地激甚が高槻市域において指定される見込みということが内閣府から出されました。おそらくもうしばらくしたら閣議決定されると思っておるんですけども、これによってすごい事業ができるかといえば、できないですね。あくまでも予算的には措置されるというだけで、地元負担というのは同じです。細かく言えば、逆に、激甚になったほうがその事業のほうは1%強少ないぐらいです。通常事業であれば68%の補助が出ます。激甚指定の場合は66%ということですので、ここは決まっている。ただ、激甚指定されれば、別途、予算は確保されますので、金がないから出せないということにはならないということになります。

それで、今、先生からご質問いただきましたけども、これは国の事業でやるのかというのは、あくまでも私どもが今説明させてもらうのは、先生がおっしゃいましたように、環境税の事業で流木対策をやってきたと。ただ、台風の被害が出て当初目的を達成できないので<u>その分</u>はのけますよというのは、あくまでも環境税だけの事業の話であって、全体につきましてはどうするかというと、激甚指定されましたら30日以内に、高槻でありましたら600ヘクタールぐらいありますけども、その部分についてどういうふうに直していきますかという計画を出す必要があります。その中で、「ここについては激甚に指定されることによってできた事業をはめます。ここの保安林については治山事業でやります」等々のことで、モザイク的になりますけども、いろんな事業を当てはめて、この六百何ぼ全部じゃないですけども、緊急性の高いところについてはこういう事業を当てはめてやっていきますということは、また別途、考えていきたいと思っています。

ですので、きょう、お願いしますのは、あくまでも環境税でやったけども、流木の目的に達しないほど被害が出てきているので、それを環境税を使って直したいと。じゃ、財源はどうするかというのは、落札差金があるので、それで何とかしますというのがきょうのお話です。

【蔵治委員】 わかりました。ありがとうございます。

【増田会長】 だから、多分、きょうの議題ではないんですけど、先ほど蔵治先生からあったように、むしろ岡山なんかは甚大な風倒木被害対策で新たに森林環境税を設定したように、我々も大阪府独自の森林環境税を来年度以降、重点的に風倒木のところへつぎ込むようなシナリオが可能なのかどうかというあたりは、きょうの議題とは直接関係ないんでしょうけど、非常に大きな議題やと思っているんですけどね。その辺は少し、その他でちょっと話ししますか。あるいは、ほぼ、当初予定の森林環境税は31年度で終了しますよね。その後のあり方も含めて、やはりこれだけ甚大なところにどう取り組んだらいいのかというのは少し議論、皆さん方の意見をいただいておいたほうがいいかなと思うんですけどね。よろしいでしょうかね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

だから、これはあくまでも、この環境税で過去やってきて、想定外の支流から発生した りとか下流域で発生しているので、今までつぎ込んだところの効果を発揮させるための、 要するに追加の整備をするという、そんなシナリオやということです。

いかがでしょうか。流木対策のあたりについてはこういう、特に資料4の3ページの黄色の31年度に予定している追加整備、このような追加整備を考えていいかどうかというのをご了承いただければということだと思いますけれども。よろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それでは、続きまして、同じように、やはり今まで主要道路沿いの倒木対策をやってきたけれども、同じ対象路線の中で追加をしないといけなくなったというのが次の議題になろうかと思いますけれども、それに関しましては資料4の6ページ、12カ所でしたっけ。

【池口森づくり課長】 12ヘクタールです。

【増田会長】 12ヘクタールの追加をしないといけないと。

【池口森づくり課長】 はい。その翌年度には13というのも考えていますけども、3 1年度は12~クタールというのが緊急性……。

【増田会長】 緊急性があるということですね。

【池口森づくり課長】 はい。

【増田会長】 この辺に関しましてはいかがでしょうか。どうぞ。

【梶原委員】 先ほどの議論と関連するかもしれないんですが、当初計画でそれぞれ事業地域を策定されていますよね。それに従って、年度進行でこの事業を進めていらっしゃるということは理解しているんですけど、このたびのような災害が起こった場合に、そも

そも場所の見直しって変ですけども、優先順位の変更とかそういったことというのは、当然、出てくるのかなと思ったんですけど、それもあって、こういう追加ですとか、あるいは事業の廃止ということにつながっているのかなという理解なんですけど、それはそれでよろしいんでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【池口森づくり課長】 当初、倒木対策で計画していたところ、この路線については、20路線を選んだわけですけども、当初、資料4の6ページでいきますと、黄色の12ヘクタールというのが追加になっていますけど、府道6号線について31年度でやろうとしたところ、それはやります。もちろんやります。それプラス、この12ヘクタール分をやらないと道路に落ちてくる可能性があると。府道6号というのはそもそも倒木対策で設定していた主要道路の路線ですので、そこで当初やろうとしていたところをやっても、ほかで崩れていたら、本来、この主要道というのは大事やから守るんやというところの趣旨とちょっとずれてきますので、そこについてもあわせて直したいというお願いということになります。ですから、当初の予定はもちろんやります。

【梶原委員】 そうですね。そうすると、例えばこういうことが起こりました。もっと 危険度が増してしまったものがほかの路線で発見されたような場合というのは、今回ここ に載っているかどうかはちょっとおいておきまして、仮定にはなるんですけども、今後、検討なさるのか。それはひょっとして、先ほど会長がおっしゃっていたように、今後の森林環境税の取り扱いというか、継続も含めて、多分、その際の参考にもなるのかなと思ったんですが。

【池口森づくり課長】 さっきちょっと申し上げましたけども、きょうご説明させていただいているのは、環境税で府道 6 号とか 7 9 号というのは主要道路として設定しています、あくまでもそこでの倒木に対応していますので、梶原先生がおっしゃいましたように、違う路線、設定していない路線ですごい被害があったところはどうするねんということですけど、それが、先ほどからありますように、今回の風倒木に対してどういうふうな復旧をしてくかという計画の中にもちろん入れていきますので、今ご説明しているのは、あくまでも環境税でやろうとしている道路で、「その近所に倒れてるねん。それは一緒にやらないと」というところだけに限定しています。ですから、それ以外のところについては、今回、外しています。あくまでも風倒木対策としてやっていこうということになります。

【梶原委員】 なので、それはわかっているつもりなんですが、じゃ、もう一回確認な

んですけど、当初計画で上げているところに関して今回の森林環境税でやるということを まず大前提として進めていきますということでよろしいんですよね。

【池口森づくり課長】 はい、結構です。

【梶原委員】 その後のことは全くの白紙で、今後の議論なり何なりでということになる、全く……。

【池口森づくり課長】 当初計画で設定しているところで、例えば府道6号線でしたら、 それ以外にまだ12~クタール分をやっておかないと、その連続性のところで倒れてます よというところを、今回それはおいておいてというわけにはいかないので、環境税でそれ もやってしまいましょうということになります。そういうことです。

【梶原委員】 わかりました。

【増田会長】 よろしいでしょうか。まずは、集めたお金ですから、要するにそれの限 定された範囲内での対策を、きょう、きっちりと議論しているということですね。

【藤田委員】 かなり重複する部分はあるかと思うんですけれども、本日の資料の3の3ページの平面図で、これは以前も同じことを伺ったような気がしないでもないんですが、事業地で、赤の点線でくくっていただいているところというのは連続性はなく、その間の部分も今回は被害を受けていますけれども、環境税ではやらないということなのか、実はこの事業地というのはくっついていたりするものなのか、このすき間と言ったらいいんでしょうか、その部分というのはもともとすき間だったんでしょうかという、ちょっと事実の確認で教えていただきたいんですけれども。

【増田会長】 いかがですか。資料3の3ページ、府道6号線沿い、ちょっとすき間があいたように見えますよね。それは図柄だけの問題なのか、現実としてすき間があいているのか、あるいは、やはりこの間をやったら全て通行の保障ができるという状態になるのかということですけど、いかがですか。

【村上森づくり補佐】 資料としましては図柄だけの問題なんですけども、現地としましては、このエリアでも、危険が差し迫っているエリアと若干奥まっているエリアとがありますので、実際に現場に入るときには現地の状況を勘案して、危険なところからやっていくということになります。ですので、危険でないエリアも、若干、この丸の中には含まれている場合もありますので、おおむねこの範囲でやっていくというような図面の表示にしております。

【増田会長】 ということですね。よろしいでしょうかね。

【藤田委員】 ということは、この事業地のすき間の部分が危険だと判断したら、そこも事業にかかるという理解でよろしいんでしょうか。

【村上森づくり補佐】 そういうことです。

【藤田委員】 ありがとうございます。

それと、先ほどのその他の事項に入るかもしれないんですが、蔵治先生のご指摘を受け て古い記憶をたどりますと、森林環境税を実施している自治体さんに何十カ所かアンケー トをとっている中で、岡山県さんにも話を伺ったときに、よく似た写真を見せていただき まして、それは担当課さんの個人的なコメントなのか、担当課さんの代表としてのコメン トなのか、ちょっとそのあたりの確認ができていないまま発言するのは恐縮なんですが、 そのとき強調されていたのは、倒れることによって電線を結構切ってしまって、道が塞が って行けなくなるという問題もあるんですけれども、そういった電線を切ることによって 集落の暮らしにかなり影響が長期にわたって起こってしまったというようなことが、非常 にやっぱり整備が十分とは言えないということで切れたのか、何か運悪くということなの か、そこがやっぱり岡山県としては何とかせねばという1つ大きな、木が倒れたというこ とも不幸なことなんですけれども、それが道路に入ったりとか電線を切ったりということ により住んでいる人たちの不便が長期化するということが、その議論を推し進める上で、 岡山さんはあまり大きな反対もなく、これを理由にして結構するするっと入ってしまった ほうの自治体さんなので、そういうお話を伺ったなということを思い出した上での提案な んですけれども、道路沿いですとか、道路だけではないですけれども、今回の対象となっ ているところで私たちは木ばかり見てやってきたんですけれども、上とかに送電線が入っ ていたりというようなところがもしあるとするのであれば、もし次期、見直しをする際は そういったこともご考慮されたほうがいいのかどうか。これは非常に不幸なことではあり ますけれども、二度とないというわけでもないと思いますので、そういった意味では、減 災というか、どう備えるのかといったようなことを今回の森林環境税の計画からもう少し 拡張したり、あるいはちょっと見方を変えたりというようなことが、今後、必要になって くるのかなということを考えますと、主要道路沿いの倒木対策というのは、備えという意 味ではより優先的にしていく必要があるんじゃないのかなという思いを持っております。 以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

それに加えまして、きょうなんかで見ていると、あれは芥川沿いですよね。基本的には、

そこで流木が河川を塞いで自然ダムをつくって、2次災害、3次災害を発生させるみたいな。今まであまり河川を閉塞させてしまうという発想を我々はしてないですよね。せやけど、河川閉塞を起こすと2次災害、3次災害が非常に怖いですよね。だから、今の藤田委員の話に加えますと、そのあたりも次の対策を考えていくときにはかなり考えておかないといけないのと違うかなと。

ちょっと私も勉強不足ですけど、蔵治先生、2004年で、それから十数年たっている わけですね。どれぐらい処理が進んでいっているんでしょうかね。かなりの年数がかかる と思うんですけどね。

【蔵治委員】 そうですね。私もその災害が発生した3年後とか5年後とか、定期的に 見に行ってはいるんですけど、思ったよりも迅速に流木は除去されて、その跡地を鹿が入 らないように柵で囲って植栽するというようなことはちゃんと行われていたと思います。

【増田会長】 そうですか。

【蔵治委員】 今、河川の閉塞の話が出たんですけど、多分、今回は雨量が少なかったので、木は倒れたんだけれども、木が川まで流れてくるには土砂崩壊が、ある程度、起きないといけないので、そこまでは運よく至らなかったんですけど、兵庫県なんかは2004年の風倒木の後に、その風倒木が河川に流れてきて閉塞が起きるということを想定して、倒れた木が河川に流れてくる手前で、鉄の構造物をつくっておいて、そこでブロックしてトラップするということに兵庫県の森林環境税を既に投入して、大分、実績が上がっているところです。

【増田会長】 そうですか。待ち受け擁壁的な形でやると。

【蔵治委員】 そうですね。だから、そういう先進事例はすぐお隣にございますので、 現場を見に行くことはいつでもできます。

【増田会長】 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

多分そういうことが、今後、非常に重要になってくるんだろうと思うんですね、兵庫県 以上に下流部に大都市というんですかね、市街地が迫って広がっていますから。きょうは、 このプラスの議論ですけれども、プラスというよりも根幹的議論かと思いますので、そこ はよろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

そしたら、まずは主要道路沿いの倒木対策事業についての12へクタールの追加といいますか、これの変更についてはお認めいただいたということでよろしいでしょうか。あり

がとうございました。

このあたり、きょう欠席の武田委員のコメントはいかがでしょう、災害被害に対する対応ということで。

【増田会長】 わかりました。

宮本委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、あと2点ほどございます。持続的な森づくり推進事業、これについては、1 カ所は、森林経営を即座にしないといけないところが風倒木で森林経営できなくなったというのでの変更というところが参考資料1の3番目ですけれども、それに関連して、資料4でいいますと、資料4に関しましては9ページ目について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

資料4の9ページでいうと、出灰地区が事業廃止という形になるということです。この 浮いた1,400万円程度を同じ環境税の中での先ほどの他の事業に振りかえていくとい うことに関してはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そしたら、これも一応お認めいただいたということで前に進めていきたいと思います。 あとは2点ございまして、人材育成と未利用木質資源のところについてと、子育ての施 設、木のぬくもり推進事業あたりについて何かご質問はございますでしょうか。

子育でについては、当初よりも施設数は増えるけれども、1カ所当たりの申請金額が当初想定していたより少ないので少し余剰が発生するというのが子育で施設の木のぬくもり推進事業ですね。このあたりも含めて、ご意見とかご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

これも、直接、未利用と関係ないんですけど、今回の風倒木をバイオマスというところに展開できるというようなことは、直接、今事業とは関係ないですけれども、あるのかないのか、あるいはそれに対して何らかのバーがあるんだったら、どんな障壁があるのかというのを少し教えていただければと思うんですけど。

【内本森づくり補佐】 この事業とは別ということで。

【増田会長】 はい。

【内本森づくり補佐】 特に市町村の林道のところなんかでかなり風倒木が発生していまして、その部分の処分をどういうふうに未利用材として使っていくかということにつき

まして、先ほどちょっと名前を出させていただきましたけども、大東市にございます<u>BP</u> <u>S大東</u>、一番大きな発電施設ですけども、そちらと協議しておりまして、本来であれば、 発生した樹木というのは普通廃棄物という扱いになりますけども、有償で扱ってもらえる ようにということで、今、協議を進めさせていただいております。

1つとしましては、根株、それから枝葉については、これはどうしようもないと。これは一般廃棄物として扱わざるを得ないと。ただ、いわゆる幹の部分でございますけども、 その部分については、一部、有償で扱うことができるという話になっております。

ただ、何でもかんでもということになってしまったら大変なことになってしまいますので、まず、適正に、適法に切られたものということで伐採届が出ていれば、金額としては出ておるんですが、立米1,500円程度で取引してもらえると。それから、伐採届以上に、その地区がいわゆる保安林に指定されている、もしくは、持続森の事業指定もやっておりますけども、森林経営計画の土地でありましたら、そこについては立米6,500円で引き取ってもらえるということで、今、調整をしておりまして、この意見をまとめまして、市町村等各関係課に周知しようということで、今、準備を進めているような状況でございます。

【増田会長】 ほんまにプラスアルファの話ばかりですけど、街路樹とか公園樹木、あるいは、うちの大学でもキャンパスで160本ぐらい倒れているんですね。そういうやつも伐採届やとかそういうのの対象になっていくんでしょうかね。街路樹や公園樹木あるいは公共施設内の樹木というのはどんな扱いになるのかというのは、これも勉強不足なのでちょっと教えてもらいたいんですけれども、いかがでしょうか。

【内本森づくり補佐】 BPSさんとお話しさせていただいたところでいきますと、やはりFITという買い取り価格で有償でやるという場合については、一定、やはりルールというものを林野庁さんが示されていまして、その中でいくと、伐採届という、いわゆる森林区域の中で出たものについては有償扱いにするけども、施設で出たものについては、基本、廃棄物で扱うということで話は聞いております。

【増田会長】 そうですか。なるほど、わかりました。

これ、私なんかも関連している公園事業というのは、樹木は被害査定の対象外なんです。 だから、ベンチが潰れたりとかパーゴラが潰れると被害査定できるんですけど、樹木が倒 れても、全部、被害査定外なんですね。だから、全て、基礎自治体というか、地方行政の 中の単費で対応しないと、国費は出ないんです。非常に大きな問題で、自然造物という考 え方が公園の中にあって、被害査定外になっていて、ただし、大阪市で聞くと、やっぱり 公園と街路樹だけで20億ぐらいの予算を組まないと今回の対処ができないと。それが少 しバイオマスとして有償になればと思うんですけども、それは今回のこういうところでは なかなか難しいということなんですね。

【内本森づくり補佐】 今回、BPSさんと話しした中ではそういうふうにご回答はいただいています。

【増田会長】 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか、このあたりに関しまして。

まず、人材育成のほうは変更なしに進むという理解でいいんですよね。

【池口森づくり課長】 はい。

【増田会長】 その次の未利用木質資源についても基本的には従来どおりですけども、 少し執行残額をよそに回していくという考え方でいいと。

【池口森づくり課長】 そうです。29、30、31と3年間の提案公募をいただいて 契約していますので、残額はほぼこれが出てきますので、毎年の契約更新、契約はします けども、額自体は固まっていますので、残額については風倒木のほうに回したいという。

【増田会長】 回すということですね。同じように、子育て施設の木のぬくもり推進事業に関しても執行残額については倒木被害対策に回していくと。

【池口森づくり課長】 そうですね。資料4の15ページに赤で書いていますけども、 そのように考えております。

【増田会長】 わかりました。

いかがでしょうか。いずれもよろしいでしょうか。入札残高あるいは事業執行残高に関 してはそういう扱いをするということでよろしいでしょうか。

【池口森づくり課長】 子育て施設につきましては、当初目標150施設ということやったんですけども、来年度が最終年度ということで、私どもはPR不足じゃないか、もっと積極的にやれというご意見をいただいたので、ダイレクトメールであるとかネットで、まだ聞いていないところ全部に聞いたんですね。そしたら、65施設については31年度に手を挙げたいという声が返ってきまして、それをカウントしております。ただ、その内容までわかりませんので、補助額でいくと、上限250万ですけど、今までの平均が大体170万ぐらいなんですね。それで出すと、一定、残が出てくると。それを風倒木に回させていただきたいということですので、おそらく件数については65というのがやりたい

ということですけども、最終的にはそのうちの何割かはちょっと落ちると思うんですけど も、大体、数的にはそれなりの、当初目的に<u>開きがある</u>けども、お金自体は結構余ってい るんじゃないかと考えています。

【増田会長】 なるほど、わかりました。

よろしいでしょうか。今回の対応策については全て妥当という形でご了承いただいたと。 あと、今回の議題ではないですけど、森林環境税はいつまででしたっけ。

【池口森づくり課長】 徴税は来年までですね。事業は32年度まで一部ありますけども。

【増田会長】 そうですね。基本的には徴収が31年度までと。この辺に関してはここの中で、例えば年度内に一度ぐらいそういう議論の場を持つんでしょうか。あるいは、風倒木が728ヘクタール起こっている、これに対して府独自の環境税をどういうふうな形で投入すべきかみたいな議論というのは持つ機会があるんでしょうかね。その辺はいかがでしょう。

【池口森づくり課長】 また年度内にご意見を伺う場を設けるかもしれませんけども、 きょうの時点で皆さんのお考えをお聞かせいただければと思っております。

次期環境税が導入されるかどうかというのは、当然まだ、知事の判断もありませんし、 わからない状況です。ただ、国の森林環境譲与税というのができてくる中で、防災・減災 という面ではどうしても抜け落ちてしまうので、それについては、やっぱり大阪府として やるべきじゃないかという意見はあちこちからいただいております。

その辺で、どこまでやるのか、その中で今回の台風被害は対象にするのかというのはまた議論がありまして、今回、特に非常に被害が大きかったのは高槻というごく一部分になりますので、そこに環境税を集中的に投入していいのかどうかというのもいろいろ議論がありますので、その辺はちょっと皆様方のご意見をもしいただければということで、きょうはまたお願いしたいと思います。

【増田会長】 わかりました。3時まで少し時間がまだあろうかと思います。ほんとうの意味で、きょう、甚大な被害を見せていただいて、2次災害、3次災害の危険性もあるというような中で、これから減災・防災について、大阪府の森林環境税としてどう考えていくべきかと。さっきから何個かご議論いただいていますけど、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょう。

【藤田委員】 2つ、非常に直感的な質問で恐縮なんですが、きょうご報告いただいた

風倒木被害について、これは台風の進路と大きなかかわりがあるというご説明があったんですけれども、倒れている箇所ですとか倒れている樹木とか、そういった被害について取りまとめるというようなことも同時にされているかと思うんですが、ある種の、何年ぐらいの人工林のところが倒れているとか、何かそういった特徴がもしおありであるのであれば、情報共有のために教えていただきたいというのが1点あります。

これは高槻市だけに、もしかすると被害が集中しているので、そういった補助事業も含めて行ってしまうことについての反発があるんじゃないかというようなことを今お伺いしたんですけれども、そもそも環境税をするときに、大阪府域全体からすると事業というのは全部外側に寄っていて、それが1点に集中するかどうかの話であって、もし台風の進路が南にそれるとか北にそれるということになれば、それは高槻市ではないほかのところにこのような集中的な箇所が生まれる可能性もありますので、そのあたりは、やっぱり府域全体で緑を守っていくという趣旨からすると、結果として、今回は高槻に集中的に被害が及んだということで十分ご理解いただけるんじゃないかなと個人的には思います。

ちょっと追加的になんですけれども、今回、高槻であるとか私市であるとか和泉市であるとか、事例を見せていただいたんですが、この被害を受けた市町村さんの中で事業にかかっているところもあったかと思うんですが、事業中で被害があったというのはこの3つぐらいと考えてよろしいんでしょうか。

ちょっといろいろ聞きましたが、3つ、よろしくお願いします。

【増田会長】 いかがでしょう。まず最初、何年生林とか、どんな森林の状態のところが被害を受けたのかと。どんな林業策をしてきたところかとか、そういう特徴はあるかどうかと。

【池口森づくり課長】 まず、資料2の2ページに平成30年台風21号の被害、能勢 町から岬町までリストをつくっております。これは局地激甚災害の指定に乗るかどうかと いうことで調べたところなんですけども、ここに書いてある面積というのは全て人工林で す。スギ・ヒノキ林と考えていただいたら結構です。広葉樹は入っておりません。

ですので、高槻市が激甚で指定を受ける可能性があるというお話をさせてもらいましたけども、これにつきましては高槻市域の人工林の面積の25%以上が倒れているかどうか、被害を受けたかどうかということになってきます。高槻市の人工林の25%というのが大体570~クタールから580~クタールです。ですので、この613~クタールというのはそれを超えているということで、今回、その可能性が出てきたということですので、

まず、このカウントしている木というのはスギ・ヒノキの人工林とお考えください。

それでは、一体どんな木が倒れているのかということですけども、これは間伐、結構、 おくれているところが多いですので。それと、高槻市の山というのは、河内長野や千早と 違って、そんなにものすごく大きい木というのはないです。河内長野とか千早でしたら3 00年という歴史がありますけども、こちらのほうはまだ、もともとは新炭林が広がって いたところで人工林にかわってきていますので、大きくても、それでも60年、70年と いうのはありますけども、倒れている木というのは、込み入ったところというのはすべか らくスギ・ヒノキが倒れていると。じゃ、広葉樹はどうだったのかということですけども、 広葉樹林もやっぱり倒れています。ただ、人工林は真っすぐで、かなり混み合っていたの で、ばたっと全部倒れているという、先ほどの写真で、一斉に倒れているというのはやっ ぱりスギ・ヒノキ林で極端に見られますね。広葉樹林でしたら、ある程度、残っているの もあるという、まばらに倒れているというところがあります。

もう1つ、今回、被害地が高槻ですので、そこで府民からいただいた森林環境税を投入 してもご理解いただけるんじゃないかということですけども、じゃ、現行の税がどうなっ たのかということですけども、おっしゃるとおり周辺山系ですので、一番、税金を払って いただいている大阪市民の方は直接関係ないです。ないですけども、私どもは今まで、先 ほどの話もありましたけども、特に今回の子育て施設であるとか、そういったものは都市 の学校・教育施設でありましたので、そういう都市内にもお金が落ちるようにしています よという説明をしてきたんですけども、おそらく次を考えて、それは環境税かどうかわか りませんけども、次のこういう防災対策を考えていく中で、そういう今までやってきた子 育て施設なんかは森林環境譲与税という国の税でできることになります。森林整備木材利 用というのは国の税の対象になってきますので、重複するところになると二重課税になっ てきますので、我々は、やっぱり防災・減災にシフトしていこうと思っていますので、そ うなってくると、ますます都市の中で入れるものがないよということに対して、いや、台 風のコースが南やったら南やということになってきても、大阪市民はどっちへ行ったとこ ろで自分らは関係ないという頭がどうしてもありますので、その辺から理解を得られるか どうかというのは非常に難しい状況ではあると思います。その辺がちょっと、藤田先生が おっしゃってくださったような、そういう方が多数であればいいんですけども、必ずしも そうではない、理解を得られないところがあるというのはあります。

【藤田委員】 一言申し上げますと、そういったことは、都市部を抱えている都道府県

さんは同じ悩みを抱えていて、例えばお隣の兵庫県緑税でいいますと、1期は2分の1が 都市緑化で2分の1は倒木対策という形で、そういったものをあらかじめ都市部への配慮 というので計画しているところもあったりなんかいたしますし、このたびの国の方針によって、おそらく現行の森林環境税の実施自治体さんも見直しの時期に入れる入れない、新たな視点を盛り込むということはやられると思いますので、個人的な関心もあるんですけれども、できれば他の自治体さんのこれまでの事業の実施であるとか、その評価みたいなものを情報共有するような機会があったほうがいいのではないかなと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

それと、先ほど出た河川の閉塞あるいは主要道路の閉塞というのは大阪の経済そのものへの影響が出てくるわけですよね、物流がとまってしまうとか生活動線がとまってしまうと。そういう面でいうと、必ずしも森林を抱えている抱えていないにかかわらず、かなりの経済活動がとまってしまうみたいな話はやはりちゃんと説明すべきだろうと思うんですね。だから、特に減災・防災を中心にというすみ分けをするという方向性は非常にいいと思うんですけれども、そんな話ですね。

それともう1つは、もう一歩踏み込むと、レジリエンスみたいな形で、最初から、回復する森林は全面人工林ではなくて混交林みたいな形の中で、こういう被害が数十年後に集積しないということもやりますみたいな方法論も訴えていかないかんと思うんです。同じような状態を発生させて、また同じような台風が来ると同じような被害が起こるというシナリオに対してどう考えておくのかということは、やはりちゃんと議論しておかなあかんと思うんですね。

【池口森づくり課長】 ぜひご意見をお聞かせいただきたいのが、今現在、主要道路沿いで木がばたばた倒れて道路に交通障害を与えていますよね。というのは、その道路、河川のぎりぎりまでスギ・ヒノキの大きな木が立っていて、それが倒れることによって河川閉塞であるとか、電気とか電話の線を切ってしまったというところがあるんですけども、我々は今、その倒れた木をどうのけようかということばかり考えていて、その後に何を植えるかというところまで、また、そこに対して、その植えた木が獣害を受けるかもしれないというところまでなかなか目が行き届いていないと。防鹿柵といいますけど、実際、そんなのができるのかどうかというのもありますので、そんな一本一本にヘキサチューブを設けていくのかとか、その辺というのは、ちょっとまだ悩んでいるというか、そこまで思いが及んでいないところがありますので、そういうことを考えると、スギ・ヒノキ、もち

ろん所有者さんの意向もあるでしょうけども、皆さん、道路際ぎりぎりまでスギ・ヒノキを植えて林業で活動しようと思われている方もほとんどおられないと思いますので、じゃ、どういうふうな進め方というのがあるのかどうか、ちょっとまたご意見をいただければと思います。

【増田会長】 多分、そんなことを考えて次の植林を考えないと、同じやり方ですよと 言うたらやっぱり賛同されないと思うんですよね。その辺、いかがでしょうかね。

宮本委員、今までの議論の中でございますか、都市部等という形で。

【宮本委員】 それほど都市部ではないんですけども、うちも山もないところなのであれなんですけど、先ほどの議論の中で、ちょっと戻るような話で済みません、今回の台風被害で、実際、今までで整備されたために道路に流木してくることもなかったとか、そういうふうなところ、整備されていたがために被害が小さくなりました、減災になりましたというようなところというのは、何か答えは出てくるんでしょうか。

先ほど藤田委員のお話もありましたけども、岡山では木が電線をひっかけてというようなところで、門真なんかやったら、屋根の飛来物が電線をばんばん切ってなかなか大変やったとかしていたんですけども、高槻とかそちらのほうでは、実際、そういうふうな具体的な被害というのはあったんですかね。

【増田会長】 これは大きな話で、やっぱりやったから効果があったと。きょう、多分、 資料3でも少し効果的な話をしていただいたと思うんですけど、いかがでしょう。

【村上森づくり補佐】 資料3の1ページにも若干、整備した本流では土砂の流出がなかったけれども、整備されていない横の支流で土砂が流出したという資料を掲載していただいていますけれども、7月の豪雨が終わりましてすぐに、環境税を実施した箇所の渓流で土砂が発生しているか発生していないかを各事務所に点検に行っていただきました。そうしましたら、かなりの雨量でしたので、水はかなり通った跡はあるんですけれども、土砂が大量に流出しているというような場所はございませんでして、また、土石流とかが発生している場所もなかったということです。

【宮本委員】 その辺のところで、具体的に金額として何かイメージできるものが、いわば被害額、本来こうやったらこれだけの被害額がかかっていたけどもというようなことって言えるんですかね。実感として、もうちょっとわかりやすく表現できれば一番いいだろうなと。特に門真なんかやったら大きな雨が降ると水につかるわけなんですよ。前はつかっていたんですけども、地下河川で留保できるようになったりとかで、明らかに水につ

からなくなったなという実感が市民の中では明確にあるんです。だから、そういうふうな ところで、額的なものが出にくいのであれば、その辺のところというのが地域住民のほう から上がってくると非常に理解しやすいというか、実感を得やすいと思うんですけども。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【池口森づくり課長】 実は資料3の1ページにも、それは委員長に指摘されまして、この事業をやったことによって被害が出なかった、効果があったところの写真も入れるべきやということを言っていただいて、この写真を入れさせてもらったんです。我々はちょっとその辺がうまいこと説明、アピールするのが下手なところがあるんですけども、昨年も現場へ行かせてもらった千早赤阪村、水分というところですけども、そちらについても、工事をやったところは出ていないけども、やっていないところがどさっと土石流が発生したという非常にわかりやすいところがあるので、そういったことをできるだけ残していこうと思っています。

宮本委員がおっしゃったように、じゃ、それを金額で出していくというのは、やっぱりよりわかりやすいことでアピールしやすいんですけども、その辺は我々もやっていかなあかんなと思っているんですけども、現状ではまだできていないところがあります。

ですので、とりあえず、まずは効果があったところをビジュアルに目で見てわかるような事例を集めていこうと今しております。

【増田会長】 いかがでしょう。

【宮本委員】 その面では、今回の風倒木被害、今度は植林していったり何なりで森を 再生させていく、山を再生させていく金額がどれぐらいかかるねん、それは事前に対策を 打っていたらそんなにかからずに済むよというようなところで何かうまくボリューム感が 出ればいいなとは思うんですけども。

【増田会長】 よろしいでしょうか。非常に貴重なご指摘で、やはり都市部の森林のないところの住民も含めて、どう理解を得るかというところが非常に重要やと思うんですね。

【宮本委員】 あと、素人なのでこの辺のところは聞き流してもらったらいいなと思う んですけど、植林で、実際、果物とかがなるような木って植えたらだめなんですか、まあ 言えば木の実とか……。

結局、何が言いたいかというと、鳥獣被害とかは山の中に餌がないからみんなおりてくるわけですよね。それで周りは被害対策を打っているわけなんですけど、山に食べ物がちゃんとあれば、鹿もイノシシもおりてけえへんのと違うかなと思ったりするんですけど、

この辺のところというのは、山に実のなる木を植えるというのはできないものなのかなと 思うんですが。

【池口森づくり課長】 確かにおっしゃるとおりで、食べ物がなくなってきたら動物がおりてくるので、ただ、道路沿いはロードキルとかが発生するので避けないといかんのですけど、山奥にいろんな食べ物がなければ、今、<u>里山に人</u>が減ってきたので、柿の木を狙って熊がおりてくるとかいろいろ言われていますけども、そういう視点でやっていくのは大事なのかなと思っています。

主要道路沿いについては、例えば今、スギ・ヒノキが倒れて大変なことになっていますけども、ここを思い切って、例えばモミジの木を植えるとか、そんな発想というのはいかがなものでしょう。やっぱりそれはやめたほうがいいのか、それはやっぱり、今後、管理もあまりできへんのやから、倒れても影響のないような、そういう視点でやっていけよというご意見をもしいただければと思うんですけど。

【増田会長】 その辺、いかがでしょうかね。

【蔵治委員】 まず、渓流沿いの話というのは、河川の閉塞につながるということと道路沿いの話というのはちょっと別に分けたほうがいいような気もするんですけど、基本的に……。何を言おうとしていたのかな。いろいろあり過ぎて混乱しちゃいましたけど。

まず、渓流沿いからいうと、日本以外のほとんど全ての世界のどの国でも、渓流沿いの森林というのは地形的に非常に慎重な取り扱いを求められる場所なんですね。基本的に渓流沿いに植林するなんていうのは論外で、渓流沿いに植林された木を伐採するなんていうのも論外みたいな、渓流沿いというのは非常に、しょっちゅう攪乱が起きて、しょっちゅう大水が流れて、しょっちゅう崩れる場所だということなので、渓流沿いの森林というのはそういう非常に荒れた環境に適した植物が覆っているのが自然な状態で、それ以外の植物をそこに存在させるというのは、即、危険につながるという、それが普通のルールになっているわけです。だから、森林認証とかの仕組みでも、渓流沿いの森林って、要は植林もしないし伐採もしないというルールに沿っているわけですね。

ところが、どういうわけか、日本ではそういう発想が全然なくて、全ての渓流沿いを全部植林してしまった、あるいは伐採するときも、そこは構わず全部伐採するということでこれまでやってきたし、そもそも土地所有者の権限がそういうふうになっているので、その所有者が自分で伐採すると言ったらそれをとめる方法はないわけなんですよね。渓流沿いについては、そういう非常に本質的な問題を抱えているということは、まず、よく認識

した上で、やっぱり地道に所有者の理解を得ながら、渓流沿いの今あるスギ・ヒノキは基本的には除去しなきゃいけなくて、それを渓流沿いにふさわしい植生状態に変えなきゃいけないんですね。防災上、それは極めて重要で、それには所有者の理解も得なきゃいけないし、途方もない手間とお金がかかると思いますけど、土砂災害なり河川の災害を防ぐにはそれが唯一の道だろうとは思います。

それと、路線沿いというのも、その路線というのは昔ながらの道ではなくて、おそらく 植林した後にそこに新しい道路をつくったり拡幅したりという道路なので、植林地と道路 がダイレクトに接しているという状況が日本のあちこちにあるわけですけど、本来、そん なことがあってはならないことのはずで、そんなところに植林してはいけないところに植 林して、後から道路ができたからしようがないんだと思うんですけど。

人工林には特にそうですけど、やっぱり木があり過ぎるという状態で、あり過ぎる木がこれからもあらゆる自然災害のたびに大量に倒れるということが間違いなく繰り返されるので、それに対して、未然防止対策なのか、あるいは起きてしまった後の事後の処理に充当できる基金みたいなものなのか、何らかの手段を持っていないと、要するに大変な状態だけどお金がないからできませんというふうになってしまうおそれというのは必ず出るんですよね。だから、そこら辺で、やっぱり河川とか道路とか、そういう都市の住民にも理解されやすいような項目で、今の森林の現状が防災上危険な状態で、除去しなきゃいけないし、起きた後の処理についても、ある程度、手段を持っておかなきゃいけないよということで理解を得られれば、そういう形でのこの制度の存続の可能性というのもあるかなとは思います。

【増田会長】 それでいいますと、植生上は、渓流はそうだし、本来、森林の中に道を 1本つけますと、そこに光が差し込んで、袖群落なしに、光が差し込んだほうだけが肥大 するわけですね。それによって倒木がさらに起こりやすくなると。本来の森林というのは、 マント群落があって、袖群落があって、それと木本系の森林へ移行して、それで安定して いるんですね。マント群落とか袖群落を発達させずにダイレクトに光の当たる高木層が出 てくるので、光の当たるところばかりが太って倒れていくと。この悪循環。だから、私な んかでも、道路をつけるときには、道路だけではなくて、道路からさらに50メーターの 用地買収をして、そこに袖群落を発達させて森林を安定させてくれという話をよくするん ですけど、なかなかそこまで日本の道路事業はお金を持っていないというので、ダイレク トに高木層へ光が当たるようなことをしてしまうんですね。そんなことを考えて、袖群落 的な扱い、要するに道路沿いをどう考えていくのか。林縁部というのは渓流の植生を考えるのと一緒なんですね。そのあたりは十分に可能性があると思うんですね。そういうことを考えておかないと同じ失敗をしてしまうと。

梶原先生、いかがでしょうかね。森林税そのものというか、大阪府の森林税を減災・防 災という視点でどう考えていったらいいか。

【梶原委員】 それにつきましては、先ほど私、ちらっとほのめかしましたけども、今後、ぜひ議論を進めていくべき問題ではないかと思っております。まさにご指摘がありましたとおり、国の譲与税とはまた趣旨が違いますよね、私も今から勉強していかなあかんと思っているんですけど。やっぱりこういうことが今からますます起こってくるであろうということは容易に想像できるわけですから、府民全員がこういうことに対処していくという、その意識づけというか、教育面も含めてですけども、いろいろ何かご意見はあると思うんですけども、その中で、あるべき姿というのはまた模索できるのではないかと思っています。

【増田会長】 多分、これだけ海水温が上がってくると、勢力は弱まっていくわけじゃなしに高まっていって、どのルートを選択するかという話だけの問題になってきますから、そのあたりについては、やはりリスクマネジメント上、かなり重要やということは、総論としてはそういうことが言えますので、あと、各論としてどういうふうにきっちり説明していけるかと。そのあたりはぜひとも必要やと思いますね。

【藤田委員】 済みません、時間のないときに。2つだけ。

宮本委員のご指摘はもっともやなと思っております。事業である以上、費用対効果といったようなものが常に求められるというのは理解できるんですけれども、こちらにご出席の皆様にお伝えするのはお恥ずかしい限りなんですが、環境政策は、やはり予防原則というのが一番重要な原則の1つですので、起こるか起こらないかにかかわらず、可能性のあるものについては対処していくと。起こらなければ、そこに投じた費用は損なのかという話です。ただ、起こった場合は何もしないよりしておいたほうが被害が減るよという。環境政策はいろんな原則がありますけれども、予防原則といったようなものをどのように理解するのかということが何か起きたときの被害を最も小さくすると言われておりますので、事業である以上、評価はつきものですけれども、もし仮に経済評価ということをしてまいりますと、私も遠い昔、下働きばかりして、ショッピングモールができたらどのくらい税のが上がるのかとか、地域経済効果はどうなのかとか、阪神が優勝したらどのくらい経済

的な利益が落ちるのかとか、そういった計測というのの一部をさせていただいたことがありますけれども、どういった指標を用いるのか、どれだけの効果までを効果と計測するのか、あるいは長期と見るか短期と見るか、例えば今年は評価は出ないけれども、20年後に何か起きたときに「あのときこれをやっていてよかったな」といったときに、短期での評価には入ってこないものをどう織り込むのかとか、いつ投資するかによって、現在割引価値というか、そういったものも発生してきますので、どういった手法をとって、どのレベルまで効果と見ていくのかということはとても大切なことなんですけれども、とても危ういことでもあるので、しなくていいというわけではなく、ぜひしていただきたいと思うんですが、常にそれは見直し見直しをかけて、それが全てではないということも理解していただくことも必要なんじゃないかと思います。

【増田会長】 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

大体そのような議論でよろしいでしょうか。今、かなり示唆に富むいろんなご意見をいただきましたので、そのあたりをきっちりと踏まえていただいて森林環境税の存続論を議論していただくというのと、やはりこの326ヘクタールに及ぶ激甚に対して、2次災害、3次災害を発生させない早期の対策、この辺についての有効な対策手法を考えていただきたいということでよろしくお願いしたいと思います。

そんなことで、本日はよろしいでしょうか。ありがとうございました。 そしたら、その他は何かございますでしょうか、事務局は。特にございませんか。

ありがとうございました。事務局に進行をお返ししたいと思います。

【司会(辻森づくり総括主査)】 ありがとうございます。

これで予定しておりました内容は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりましてご討議いただきまして、まことに感謝申し上げております。

以上で第7回評価審議会を終了させていただきます。

なお、本日の議事概要につきましては、委員の皆様方にご確認をいただいた上で公開させていただきます。準備が整い次第、送付させていただきますので、ご確認をどうぞよろしくお願いいたします。

また、次回につきましては来年の6月ごろの開催を予定しておりますので、その際には 平成30年度の事業実施報告、あと、その他、また議題等を増田会長と調整させていただ いた上でご案内したいと思っております。後日、改めて日程調整をさせていただきますの で、どうぞよろしくお願いいたします。

—— 了 ——